一般社団法人ワールドスケートジャパン役員報酬規程

第1条　この規程は一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下［本連盟］という）定款第５章　第２９条より、役員報酬規程を定める。

第２条　定款第５章　第２３条に該当する役員（会長、副会長、専務理事、常務理事、事務局長、理事、監事）は無報酬とする。

第３条　常勤理事は理事会の承認を基に報酬を得ることが出来る。

１．報酬額は東京都最低賃金を参考にこれを決める。

２．週額及び月額の上限を予め定める

第４条　特別賞与（ボーナス）はなしとする。

第５条　交通費は一般交通機関（バス、電車）の定期代を支給する。

第６条　競技役員としての大会等の参加については謝金規定を適用する。

第７条　本規程は理事会の議決により変更する事が出来る。

令和５年８月 10 日　執行理事会の決議により制定